

気象庁の発表する「特別警報」についてのお知らせ

気象庁は平成25年8月30日（金）に「特別警報」の運用を開始しました。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。

これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます

特別警報が発表された場合は、以下のようにしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

登校前に発表された場合 学校は終日休校になります。

※ 解除されても、登校の必要はありません。

登校後に発表された場合 テレビやラジオ等で「特別警報の発表」の報を聞いたら、子供を迎えに学校へ来てください。（きずなネットでも連絡します）

迎えの方法については、受け渡し訓練の方法で行います。

- ・車でのお迎えの場合は、東駐車場から運動場に入り、西側から順次駐車し、子供を連れてきたら、安全に留意しながら南門から出てください。
- ・やむを得ずすぐにお迎えができないときや、お迎えが遅くなる時は、学校まで連絡ください。

参考

台風への対応 [刈谷市は愛知県の西三河南部です]

○ 登校前

- ★ 暴風警報が発令されたときは登校しない
- ★ 暴風警報が解除されたとき

解除時刻	授業開始時刻
午前 6時30分前	平常どおりに開始
午前 11時まで	解除2時間後に開始 ※解除時刻から1時間15分後に通学班で集合し、登校する
午前 11時以降	臨時休業(登校しない)

- ★ 暴風警報が発令されていなくても、ひどい風や大雨のときは安全を見定めてから登校してください。

○ 登校後

- ・テレビやラジオ等で「暴風警報の発令」の報を聞いたら、子供を迎えに学校へ来てください。（きずなネットでも連絡します）

地震への対応

登校後以下のような事態が生じた場合、子供を学校へ迎えに来てください。

迎えの方法については、受け渡し訓練の方法で行います。

- ・震度5弱以上の地震の発生
- ・東海地震注意情報の発令
- ・東海地震予知情報の発令

注意情報、予知情報発令中は、**休校**となります。解除された場合は暴風警報解除後の方法に準じて授業を再開します。